

BTMU CHINA WEEKLY

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

APRIL 26TH 2017

■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

- 第1四半期のGDP成長率+6.9% 3月の投資・生産・消費ともに伸びが拡大
- IMF 中国の2017年成長率予測 6.6%に上方修正
- 国務院常務会議 新たな減税措置の導入を決定

【産 業】

- 3月の70大中都市住宅価格 前月比上昇の都市数2ヶ月連続増

【金融・為替】

- 1-3月 クロスボーダー人民元決済額
- 3月の人民元新規貸出 前年同月比3,497億元減 前月比1,500億元減の1兆200億元

■ RMB REVIEW

- 上値の重い展開が続こう

■ EXPERT VIEW

- 企業所得税確定申告における費用の税前控除及び控除比率

本邦におけるご照会先:

三菱東京UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆第1四半期のGDP成長率+6.9% 3月の投資・生産・消費ともに伸びが拡大

国家統計局の17日の発表によると、2017年第1四半期の中国のGDP成長率は、前期の+6.8%から0.1ポイント拡大して+6.9%となり、2期連続で上昇した。政府の通年目標である6.5%前後を上回り、「好スタートを切った」としている。

足元では、1-3月の固定資産投資が前年同期比+9.2%（1-2月：同+8.9%）、3月の工業生産（付加価値ベース）が前年同月比+7.6%（1-2月：同+6.3%）、社会消費財小売総額が同+10.9%（1-2月：同+9.5%）と、何れも伸び率は拡大した。

第1四半期のGDPを産業別の伸び率でみると、第一次産業が+3.0%、第二次産業が+6.4%、第三次産業が+7.7%と、前年同期（第一次産業+2.9%、第二次産業+5.9%、第三次産業+7.6%）と比べ、第二次産業の伸びの拡大が最も大きくなり、供給側改革が進展し、工業部門の景気下支えの力が強くなったとした。

また、第1四半期のGDPを需要項目別の寄与率で見ると、固定資本形成が+18.6%（前年同期：+36.5%）、最終消費支出が+77.2%（前年同期：+75.0%）、純輸出が+4.2%（前年同期：▲11.5%）と、前年同期に比べ、輸出と消費の貢献度が増したとの見方を示した。

<3月の主要経済指標>

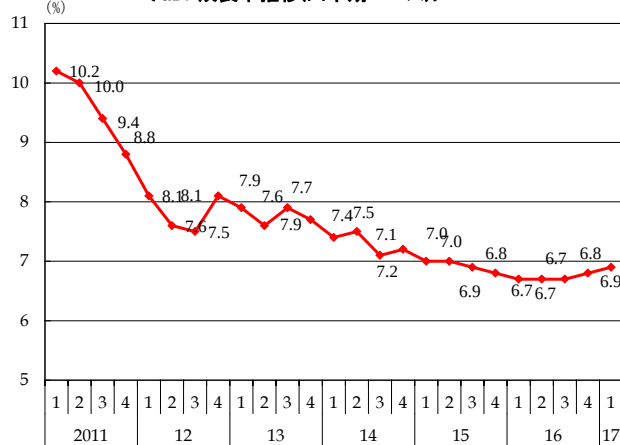
項目	金額	前年比(%)
国内総生産(GDP)*	(億元) 180,683	6.9
固定資産投資(除く農村企業投資)*	(億元) 93,777	9.2
うち、国有部門	(億元) 33,087	13.6
うち、民間部門	(億元) 57,313	7.7
産業別		
第一次産業	(億元) 2,335	19.8
第二次産業	(億元) 35,094	4.2
第三次産業	(億元) 56,349	12.2
工業生産(付加価値ベース)**	-	7.6
社会消費財小売総額	(億元) 27,864	10.9
消費者物価上昇率(CPI)	-	0.9
工業生産者出荷価格(PPI)	-	7.6
工業生産者購買価格	-	10.0
輸出	(億米ドル) 1,806.0	16.4
輸入	(億米ドル) 1,566.8	20.3
貿易収支	(億米ドル) 239.3	-
対内直接投資(実行ベース)	(億米ドル) 131.1	1.6

*：1～3月の累計ベース。

**：独立会計の国有企業と年間販売額2,000万元以上の非国有企業を対象。

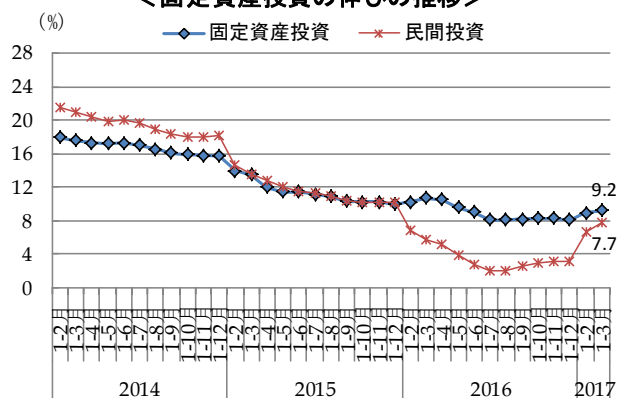
(出所) 国家統計局等の公表データを基に作成。

<GDP成長率推移(四半期ベース)>



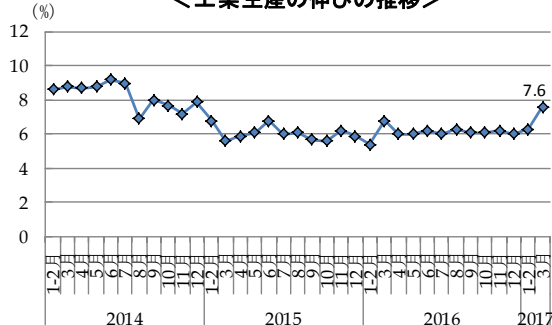
(出所) 国家統計局の公表データに基づき作成

<固定資産投資の伸びの推移>



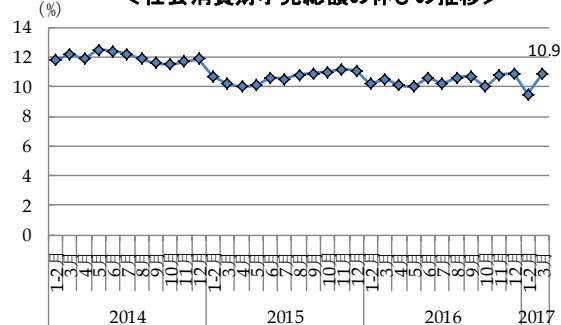
(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

<工業生産の伸びの推移>



(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

<社会消費財小売総額の伸びの推移>



(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

◆IMF 中国の2017年成長率予測 6.6%に上方修正

IMFは18日、「世界経済見通し」を発表した。中国のGDP成長率予測について2017年は6.6%、2018年は6.2%と、2017年は前回の1月から0.1ポイント、2018年は0.2ポイントそれぞれ上方修正した。

世界経済の成長率については、2017年は3.5%、2018年は3.6%と、2017年は前回から0.1ポイント上方修正し、2018年は据え置いた。

中国の経済成長について、短期的には貸出の大幅な増加や成長率目標の達成を目的とした公共投資に依存する政策支援を考慮して上方修正したと説明。一方、中期的には資源の不適正な配分や信用融資による投資に伴い脆弱性が高まり、見通しは不透明な状態が続くとの見方を示した。また、中国が抱えるリスクについては、グローバルで金融引締めが早まることや先進国が保護主義に向かうことで中国の資金流出圧力が高まると指摘した。

＜IMFによる中国・世界経済のGDP成長率予測＞(%)

		2017年	2018年
中国	2017年1月発表	6.5	6.0
	2017年4月発表	6.6	6.2
世界	2017年1月発表	3.4	3.6
	2017年4月発表	3.5	3.6

(出所) IMF「世界経済見通し」(2017年4月)を基に作成

◆国務院常務会議 新たな減税措置の導入を決定

19日開催の国務院常務会議で、李克強首相は新たな減税措置を導入する方針を決定した。企業経営コストの削減を通じて実体経済を支援し、景気を押し上げることを目的とするもので、減税規模は年間で3,800億元に上ることが見込まれる。

減税措置は以下の6項目に亘る;

①増値税の税率構造の簡素化(2017年7月1日より実施)

増値税の税率を4段階(6%、11%、13%、17%)から3段階に簡素化し、13%の税率は廃止する。これに伴い、現在適用税率が13%の農産物、天然ガス等は11%の税率に引き下げる。

②小型零細企業を対象とする税制優遇措置の拡大(2017年1月1日～2019年12月31日実施)

小型零細企業に対し、課税所得額を半減した上、20%の税率で企業所得税を課税する優遇措置について、適用対象を年間課税所得額が30万元以下の企業から同50万元以下の企業に拡大する。

③科学技術型中小企業を対象とする税制優遇措置の拡大(2017年1月1日～2019年12月31日実施)

科学技術型中小企業に対し、研究開発費用の課税所得からの50%の追加控除を認めているが、同追加控除比率を50%から75%に引き上げる。

④ベンチャー投資に対する新たな税制優遇の試行(2017年1月1日より実施)

京津冀(北京・天津・河北地区)、上海市、広東省、安徽省、四川省、武漢市、西安市、瀋陽市の8つのイノベーション改革試験区と蘇州工業園区で、創業準備期或いは創業初期のベンチャー企業に出資する投資家に対し、投資額の70%の課税所得からの控除を認める。

⑤個人の民間医療保険料の税前控除試行措置の全国拡大(2017年7月1日より実施)

個人が一定の条件を満たした民間医療保険商品を購入して支払った保険料について、年間2,400円を上限に課税所得からの控除を認める。

⑥2016年末に期限が来る一部税制優遇措置の期限延長(2019年12月31日まで延長)

物流企業の自家用コモディティ商品倉庫の土地使用税の半減、農民向け貸付の銀行利息収入の増値税免除等の優遇措置が含まれる。

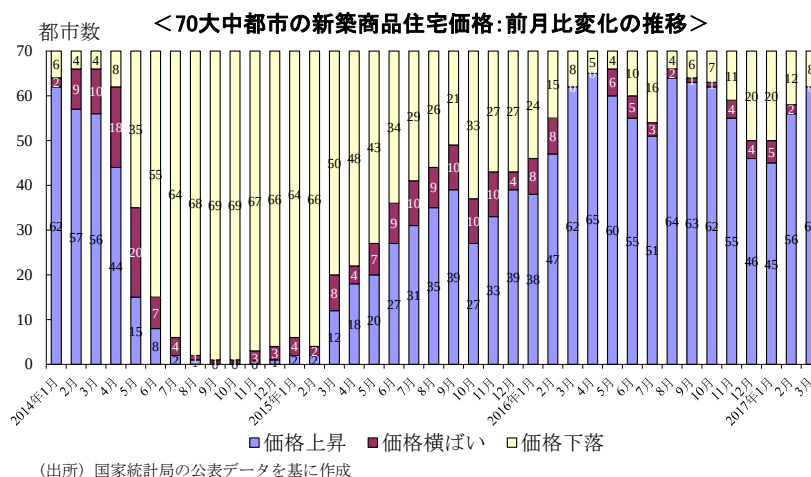
【産業】

◆3月の70大都市住宅価格 前月比上昇の都市数2ヶ月連続増

国家统计局は18日、3月の70大都市の住宅価格指数を発表した。

新築商品住宅価格について、前月比上昇した都市数は前月より6都市増加して62都市、下落した都市数は前月より4都市減少して8都市となった。

上昇幅が大きかった都市は、海口市(海南省)の前月比+2.6%、広州市(広東省)の同+2.5%、三亜市(海南省)の同+2.3%。下落幅が大きかった都市は、成都市(四川省)の同▲0.7%、深圳市(広東省)の同▲0.3%となった。

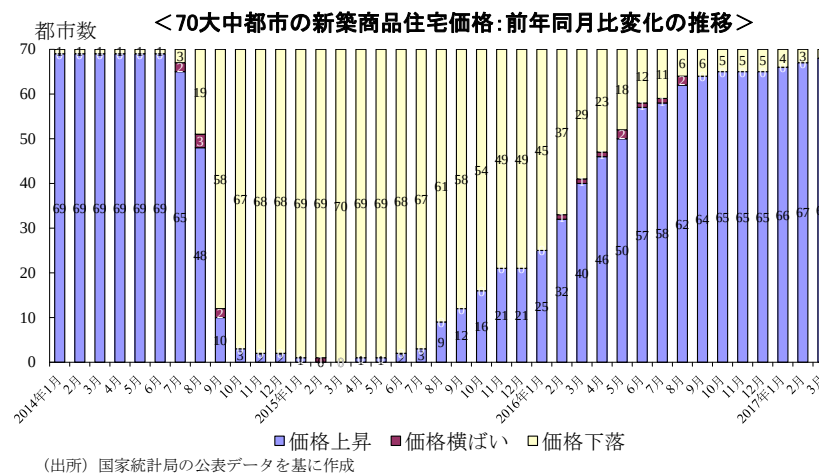


一方、前年同月比では、価格が上昇した都市数は前月より1都市増加して68都市、下落した都市数は前月より1都市減少して2都市となった。

具体的に、合肥市(安徽省)が前年同月比+34.7%、廈門市(福建省)が同+32.3%、無錫市(江蘇省)が同+31.8%と上昇幅が大きく、錦州市(遼寧省)が同▲1.8%、ウルムチ市(新疆ウイグル自治区)が同▲0.1%と下落した。

前年同月比の住宅価格平均上昇幅については、前月と比べて一線都市^(注)は3.4ポイント、二線都市^(注)は0.6ポイントそれぞれ縮小した一方、三線都市^(注)は0.4ポイント拡大した。

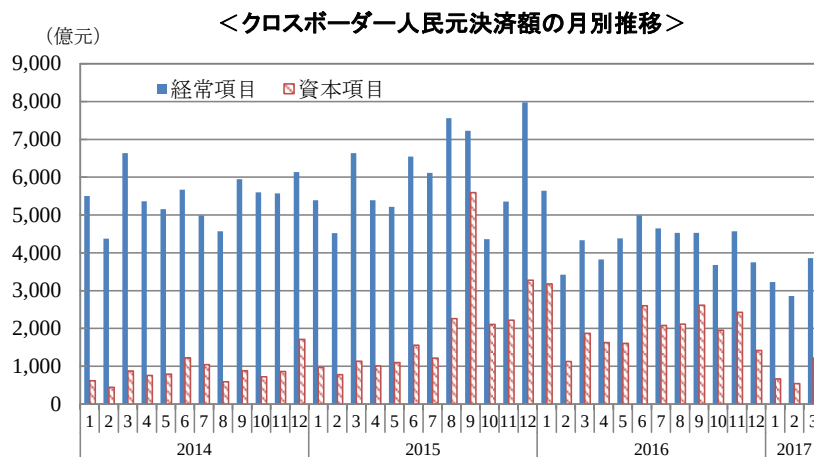
(注)一線都市:北京、上海、広州、深圳の4都市
二線都市:省都、副省都都市を含めた31都市
三線都市:70都市から上記一線都市・二線都市を除いた35都市



【金融・為替】

◆1-3月 クロスボーダー人民元決済額

中国人民銀行の14日の発表によると、1-3月のクロスボーダー人民元決済額は、経常項目が9,942億元、うち、貨物貿易が7,954億元、サービス貿易が1,988億元。資本項目が2,417億元、うち、対内直接投資が1,776億元、対外直接投資が641億元となった。



(出所) 中国人民銀行の公表データを基に作成

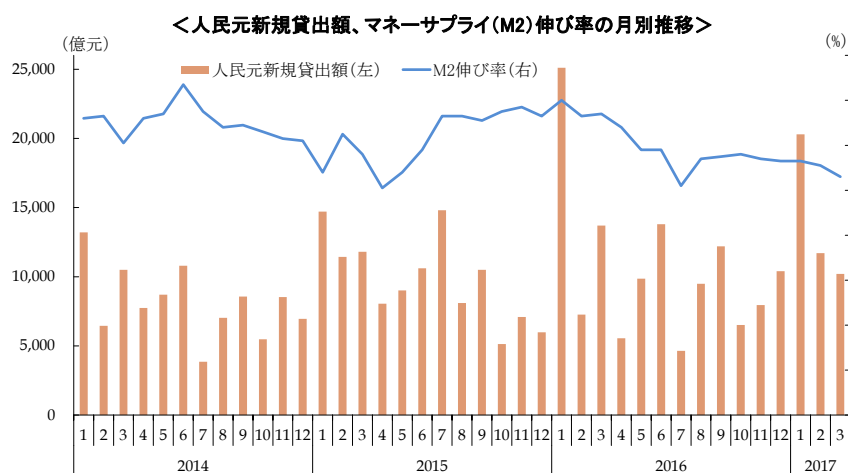
◆3月の人民元新規貸出 前年同月比3,497億元減 前月比1,500億元減の1兆200億元

中国人民銀行の14日の発表によると、3月の人民元新規貸出額は前年同月比▲3,497億元、前月比▲1,500億元の1兆200億元となった。

実体経済に供給された流動性の量を示す社会融資総量^(注)の増加額は前年同月比▲2,200億元、前月比+9,700億元の2兆1,200億元となった。

3月末のマネーサプライ(M2)は前年同月比+10.6%の159兆9,600億元と、伸び率は2月末を0.5ポイント下回った。

(注) 社会融資総量=人民元貸出+外貨貸出+委託貸出+信託貸出+銀行引受手形+企業債券+非金融企業株式発行+保険会社賠償+投資用不動産+その他



(出所) 中国人民銀行の公表データを基に作成

RMB REVIEW

◆上値の重い展開が続こう

週初(4/17～)6.88 台半ばで寄り付いたオンショア人民元(CNY)は「基準値の元安設定」や「中国の主要株価指数の下落」を背景に軟化し、翌 4/18 には安値となる 6.8915 まで下値を拡げた。しかし、対主要通貨(主に英ポンドやユーロ)でドル売りが強まると続落は阻まれ、4/19 には高値となる 6.8770 まで反発した。その後も、6.87～6.89 台での横ばい推移が継続するなど、週を通して方向感を見出すには至らなかった。尚、4/17 に発表された1～3月期の実質GDP成長率は、前年比+6.9%と、政府目標(同+6.5%)を上回る結果が示された。また、その他主要経済指標(小売売上高、固定資産投資、鉱工業生産)もおしなべて予想を上回るなど、中国経済を巡る底入れ期待が強まった。

人民元相場を巡っては、年初来対ドルでの底堅い動きが続いてきたが、米中首脳会談を経て、一部反落リスクが熾り始めた。背景には、①米中貿易不均衡問題を巡る不確実性の高まりや、②米国による人民元安牽制姿勢の後退、③資本開放への思惑などが挙げられる。4/6～4/7 にかけて米南部フロリダ州で開催された米中首脳会談では、貿易不均衡是正を目的とした「100 日計画」の策定が決定された。米国産牛肉の禁輸解除やサービスセクターへの参入解禁、知的財産権問題の前進などが見込まれ、将来的な中国の経常収支黒字の縮小、対米直接投資の拡大などが想起される(元安材料①)。事実、トランプ米大統領は 4/20、中国など外国製の鉄鋼製品に対する調査を商務省に指示する覚書に署名。中国の鉄鋼輸出の抑制も、貿易黒字の縮小を通じて、中期的には人民元を下押しすると考えられる。また、米財務省は 4/14、半期に一度の為替報告書を発表し、中国を前回同様「監視対象」に据え置きつつも、トランプ米大統領が選挙期間中より掲げてきた「為替操作国への認定」を見送った。この為、昨年来熾っていた「米国による人民元安牽制姿勢」はひとまず後退すると考えられる(元安材料②)。加えて、最近では、資本流出抑制策の持続性に対する不透明感も強まってきている。年初来過度に強化された「資本規制」によって、企業活動への直接的な支障や、外資による中国向け投資意欲の減退、中国企業による対外投資の抑制など、様々な副作用が顕在化しているからだ。この為、資本規制の長期化は困難との見方が広がってきており、実際、先週には一部地域にて「資本規制の緩和」が報じられた。仮にこうした動きが全土に広がれば、資本流出の動きが再燃し、人民元に下押し圧力を加える可能性もあるだろう(元安材料③)。このように、足元では人民元安を想起させる潜在的な材料が増えてきている。トランプ米政権の一手一投足や、北朝鮮を巡る地政学リスクに振られつつも、人民元は、当面上値重く推移すると見込まれ、下値不安が徐々に高まると考えられる。

(4月21日作成) グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2017.04.17	6.8842	6.8826～ 6.8895	6.8876	0.0007	6.3589	0.0339	0.88602	0.0001	7.3177	0.0022	3.4000	3373.72	-23.93
2017.04.18	6.8888	6.8828～ 6.8915	6.8852	-0.0024	6.3232	-0.0357	0.88535	-0.0007	7.3332	0.0155	3.4480	3347.36	-26.36
2017.04.19	6.8770	6.8770～ 6.8877	6.8873	0.0021	6.3232	0.0000	0.88571	0.0004	7.3781	0.0449	2.7000	3320.89	-26.47
2017.04.20	6.8885	6.8814～ 6.8913	6.8835	-0.0038	6.3165	-0.0067	0.88517	-0.0005	7.4096	0.0315	3.4400	3322.22	1.33
2017.04.21	6.8845	6.8779～ 6.8855	6.8838	0.0003	6.3043	-0.0122	0.88545	0.0003	7.3660	-0.0436	3.2900	3322.80	0.58

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

EXPERT VIEW

企業所得税確定申告における費用の税前控除及び控除比率

＜要旨＞

- 2016 年度の企業所得税確定申告の申告期限は 2017 年 5 月 31 日まで。
- 申告における各種費用の税前控除の対象費目、控除比率、割増控除、控除不可費目等に留意。
- 申告方法、新規定の取扱い等を通知する各地域の国家税務局の事前説明会の内容に従い、余裕をもって 5 月上旬までには申告準備を整えよう。

2016 年度の企業所得税確定申告における費用の税前控除及び控除比率に関して解説します。

各年度の企業所得税確定申告の申告期限は翌年度の 5 月 31 日までとなっており、2016 年度は 2017 年 5 月 31 日が申告期限となります。企業所得税確定申告は管轄税務局の納税システムの準備が完了次第、申告受付が開始されます。

一般的な業務費用として税前控除

会社の業務費用として以下の原価及び費用の税前控除が原則全額認められます。

- ・ 当年度発生した売上原価、費用等
- ・ 従業員の給与(賞与及び各種手当を含む)
- ・ 季節工、パートタイム、インターン、定年退職者の再雇用、派遣労働者の人件費
- ・ 利息支出
(注:関連企業間の借入れでは、独立企業間取引原則に合致した利息及び資本金の 2 倍以内の借入額に対する利息)
- ・ 固定資産減価償却、無形資産償却、長期前払費用償却
(注:税務上認められている償却期間内での償却額)
- ・ 各種税金費用

一定の比率を上限として控除可能

給与額(賞与及び手当を含む)、営業収入などを基準に税前控除が認められている費用は以下のとおりとなります。上限を超える費用は確定申告の際に加算調整(費用の減額)処理を行います。

- ・ 福利費(給与額の 14%)
- ・ 従業員研修費(給与額の 2.5%)
- ・ 組合費用(給与額の 2%)
- ・ 交際費(発生額の 60%あるいは営業収入の 0.5%のどちらか低いほう)
- ・ コミッション(収入金額の 5%)
- ・ 広告宣伝費(営業収入の 15%、超過額は次年度以降へ繰越し可能)

- ・ 公共性寄付金(利益の12%、超過額は3年間繰越し可能)

費用の割増控除

ハイテク企業は以下の研究開発費、従業員研修費などに対して割増控除が認められています。

- ・ 研究開発費(ハイテク認定企業は50%の割増計上)
- ・ 研究開発によって形成された無形資産(原価の150%を償却可能)
- ・ 従業員研修費(ハイテク認定企業は給与額の8%)

原則控除不可となる費用

違反行為による罰金、税金滞納、引当金損失などによる以下の費用は原則控除不可となり、確定申告の際には加算調整(費用の減額処理)を行います。

- ・ 罰金、財産没収による損失
- ・ 税金の延滞金
- ・ 政府機関との和解金
- ・ 協賛金支出
- ・ 引当金損失(貸倒引当金、資産減損など)
- ・ 業務に関係しない支出
- ・ 非課税収入に係る支出
- ・ 親会社へ支払う管理費用

各地域の国家税務局は、企業所得税確定申告の申告方法、新規定の取扱い、税務規定の変更、地区による期日前申告などを通知する説明会を開催します。原則説明会の内容及びその際に配賦される資料に従い確定申告を行うことになります。尚、確定申告の期限は5月31日となっていますが、申告内容の不備、変更など発生することがあるため、少なくとも5月上旬までには申告準備を整えましょう。

上海衆逸企業管理諮詢有限公司
(上海ユナイテッド アチーブメント コンサルティング)
執行董事 鈴木康伸(日本国公認会計士)

～アンケート実施中～
(回答時間:10秒。回答期限:2017年5月26日)
<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=ZIJ6Qe>